

東日本大震災に伴う電力不足への対応に関する総量削減義務と排出量取引制度 における特定温室効果ガス排出量算定に係る特例 2011年9月14日の改正内容

1. 規則を改正し、新たな根拠規定を整備したため、1「基本的考え方」について、次の下線部分を変更しました。

【変更前】

東日本大震災に伴う電力不足への対応のため、コージェネレーションや自家発電設備の活用等を行った場合については、総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所の削減義務履行に不利にならない配慮をするため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第1の備考の2に規定する知事が別に定める方法（同表に掲げる算定方法に代えて用いることができる方法）として特定温室効果ガス排出量の算定方法の特例を設ける。

【変更後】

東日本大震災に伴う電力不足への対応のため、コージェネレーションや自家発電設備の活用等を行った場合については、総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所の削減義務履行に不利にならない配慮をするため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則附則第10項の規定に基づき特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定方法の特例を設ける。